

「旧筑波ハウスの跡地利用に関する署名要望書」に関わる  
久松公生議員の署名活動に関する疑念に関する調査特別委員会資料

令和5年12月8日

「旧筑波ハウスの跡地利用に関する署名要望書」に関わる  
久松公生議員の署名活動に関する疑念に関する調査特別委員会  
証人出頭請求経過

令和5年10月31日開催の標記委員会において決定した関係人への証人出頭請求経過については、以下のとおり。

| 日時                     | 場所    | 経過  | 資料No. |
|------------------------|-------|---|-------|
| 令和5年11月24日<br>午後5時53分  | 千代田庁舎 | 関係人：田代和正氏へ「証人出頭請求書」を郵送。(速達・一般書留・配達証明)   | 資料1   |
| 令和5年11月27日<br>午前10時6分  |       | 石岡郵便局により「証人出頭請求書(再請求)」送達。   | 資料2   |
| 令和5年11月27日<br>午後4時55分  | 千代田庁舎 | 関係人より、電子メールにて、出頭の意思はあるものの、以下の理由により日程調整を希望する旨の連絡あり。<br>理由：12月8日(金)は親類関係の用事があり、出席できないため。<br>希望日：12月12日(火)午後2時以降のほか、平日では火曜日。 |       |
| 令和5年11月30日<br>午前10時52分 | 千代田庁舎 | 電子メールにて出頭可能日を調整。<br>出頭の候補日を12月19日(火)として調整中。   |       |

か議第 130 号

令和5年11月24日

田代和正様

茨城県かすみがうら市議会  
議長 小座野 定信



## 証人出頭請求書

本議会において審議中の事件の調査のため、下記により貴殿を証人として出頭を求めることになったことから、地方自治法第100条第1項の規定により出頭されるよう請求します。

なお、正当の理由がなく出頭せず又は証言を拒む場合は、地方自治法第100条第3項の規定により6箇月以下の禁錮又は10万円以下の罰金に処せられることがありますので念のために申し添えます。

## 記

### 1. 事件

「複合交流拠点施設整備を当初の計画通り進めることを求める要望書」の署名簿のうち、本人の意思とは異なる署名に関して、久松公生議員の関与の有無を調査することについて

### 2. 証言を求める事項

別紙尋問事項書のとおり

### 3. 出頭すべき日時、場所

日時 令和5年12月8日(金) 午前10時00分

場所 茨城県かすみがうら市上土田461番地

かすみがうら市役所千代田庁舎3階 全員協議会室

(別紙)

## 尋 問 事 項 書

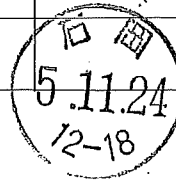
### 尋問事項

1. 署名活動代表者就任に関する経緯
2. 署名活動における久松公生議員との関係
3. 署名活動の方法・実態
4. 署名活動における協議の参加者について
5. 署名偽造に関する協議の有無
6. 署名偽造に対する認知と考え方
7. 本人の意思に反する署名が発生した背景
8. 署名偽造の実行者
9. 要望書取り下げの理由
10. 要望書を出し直さない理由
11. 要望書の作成者
12. 要望書提出や取り下げの周知方法
13. 委員会の記録提出請求に対する意見書作成の経緯
14. 委員会への記録提出拒否の判断根拠
15. 署名偽造の確認作業について
16. 委員会への記録提出拒否に関する認識
17. 偽造された署名以外の署名についての認識
18. 署名活動と政治活動の認識

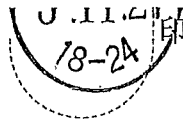
書留・特定記録郵便物等受領証

|  |          |         |           |
|--|----------|---------|-----------|
| (ご依頼主のご住所・お名前) かがみかうす市上野461<br>かがみかうす市 議会事務局 様 |          |         |           |
| お届け先のお名前                                       | お問い合わせ番号 | 申出損害要償額 | 摘要        |
| 田代 和正 様  |          |         | 郵便記号<br>付 |
| 様  |          |         |           |
| 様  |          |         |           |

【ご注意】この受領証は、損害賠償の請求をするときその他の場合に必要ですから大切に保存してください。  
 損害賠償額は解明として次のとおりです。  
 ・一般書留：申出損害要償額の記入額(上限500万円、記入がない場合は10万円)を限度とする実損額です。  
 ・現金書留：申出損害要償額の記入額(上限50万円、記入がない場合は1万円)を限度とする実損額です。  
 ・簡易書留：5万円を限度とする実損額です。  
 ・特定記録：損害賠償はありません。  
 【配達状況がわかります】  
 フリーコール 0120-232886  
 インターネット <http://www.post.japanpost.jp>



日本郵便株式会社



郵便物等配達証明書

|   |         |
|---|---------|
| 受取人の氏名  | 田代 和正 様 |
| お問い合わせ番号                                      | 号       |
| <p>上記の郵便物等は、5年 11月 27日に配達しましたので、これを証明します。</p> |         |
|   |         |
| <p>日本郵便株式会社<br/>石岡郵便局</p>                     |         |

ユ07370 (2022・SYE)